

地区計画策定の動き 「お知らせ1号」

彩が丘連合町内会では、地区計画策定委員会を設置し、地区計画の内容について検討を行う前に、去る6月13日、20日、27日に、彩が丘地区の住民に対し、説明会を開催しました。以下、説明会の概要についてお知らせします。

会 議	彩が丘地区計画に関する住民説明会（第1回～3回）
日 時	平成22年6月13日、20日、27日（日曜日）10：00～
場 所	彩が丘公民館
テーマ	・ 建築協定が失効することに伴う今後のまちづくり（地区計画の策定） ・ 建築協定が失効し、地区計画を策定するまでの間の取り扱いについて
出席者	第1回 地区計画策定委員会7名、住民18名、広島市2名 合計27名 第2回 地区計画策定委員会6名、住民27名、広島市2名 合計37名 第3回 地区計画策定委員会6名、住民18名、広島市2名 合計26名
会議の結果 (概要)	○連合町内会長より建築協定が8月24日に失効することから、その内容を引き継いだ地区計画を策定することや、建築協定が失効し、地区計画を策定するまでの間の取り扱いなどの説明がなされた後、質疑応答・議論を行いました。 ○住民からは、建築協定と地区計画の違いなどについて質問が寄せられ、町内会及び市から回答がありました。 ・ 地区計画の違反に対する強制力がどうなるかについての質問には、市へ届け出をして制限に合っていないと、市から指導・勧告をすることになる旨の回答がありました。また、地区計画のうち建築基準法に基づく建築制限条例に定められたものについては、適合していないと建築確認がなされないため、建てることができない旨の説明もありました。 ・ 建築協定にあった、植樹帯の設置・地盤面の変更の禁止という制限項目については、地区計画にそのままに定められる規定がなく、難しい旨の説明がありました。 ・ 地区計画を定めた後の変更は、都市計画審議会でも説明できる変更の理由がないと難しい旨の説明がありました。 ・ 地域でも、今後の街並み環境を維持するための組織が必要なのではないかという意見が出ました。 ・ 建築協定を延長するのであれば再度協定を結びなおすしかないが、土地所有者等の全員の同意が必要のため、人数が多い団地では難しい旨の説明がありました。 ○説明会の内容は、町内会より回覧するほか、ホームページにも掲載します。



説明会の様子（平成22年6月20日）

地区計画のお知らせ第1号

発行日：平成22年10月10日

発行者：彩が丘連合町内会

問い合わせ先：

彩が丘連合町内会長 雨瀧 弘和

河内南2-18-21

電話：090-4149-8859